

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 24 日 (金) 第2976号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知 (3件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 救急病院等の認定 (3件) (地域医療整備課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 5
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の工事の完了 (5件) (農地整備課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (3件) (鹿児島地域振興局取扱い) 6
- (南薩地域振興局取扱い) 7
- (大島支庁取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第47号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 | 指 定 種 別 | 題 名 | 製 作 又 は 配 給 社 | 指 定 箇 所 | 指 定 理 由 |
|------------|----------------|------------|-----------------|------------------|------------|---|
| 8302 | 平成26年 1月16日 | 映 画 | 痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家 | 新日本映像 | 全 部 | 著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。 |
| 8303 | | | 女警備員 まさぐり巡回 | オーピー映画 | | |
| 8304 | | | 美尻誘惑 公衆便所のいたづら | 新日本映像 | | |
| 8305 | | | 和服女将の乱れ髪 | オーピー映画 | | |
| 8306 | | | 熟女淫行マニア | 新東宝映画 | | |
| 8307 | | | 愛欲霊女 潮吹き淫魔 | オーピー映画 | | |

鹿児島県告示第48号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 | 指 定 種 別 | 書 名 | 発 行 所 | 指 定 箇 所 | 指 定 理 由 |
|------------|--------------|------------|--------|-------|------------|---------|
| 24912 | 平成26年 | 雑 誌 | miniパラ | 竹書房 | 全 部 | 著しく青 |

| | | | | | |
|-------|-------|-------------------|----------|-------|---------------------------------|
| | 1月16日 | 2月号 | 08493-2 | | 少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 24913 | | p e t i t R o s e | | 秋水社 | |
| | | vol. 6 | 18328-02 | | |
| 24914 | | 無敵恋愛エスガール | | ぶんか社 | |
| | | 2月号 | 08577-2 | | |
| 24915 | | 恋愛白書パステル | | 宙出版 | |
| | | 2月号 | 19625-02 | | |
| 24916 | | 恋愛Revolutionラブレボ | | 宙出版 | |
| | | 2月号 | 19667-02 | | |
| 24917 | | 恋愛LoveMAX | | 秋田書店 | |
| | | 2月号 | 17744-2 | | |
| 24918 | | アクションピザッツ | | 双葉社 | |
| | | 2月号 | 11419-2 | | |
| 24919 | | COMIC ペンギンクラブ | | 富士美出版 | |
| | | 2月号 | 07913-2 | | |
| 24920 | | COMIC ポプリクラブ | | マックス | |
| | | 2月号 | 13759-02 | | |
| 24921 | | 裏モノJAPAN | | 鉄人社 | |
| | | 2月号 | 01805-02 | | |

鹿児島県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市四元町677番，846番1，846番4，846番5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市加治木町木田字山守4282番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字打込3984番17, 3985番18（次の図に示す部分に限る。）、3988番12, 3988番14

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字打込3980番から3983番まで・3984番2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3984番8, 3984番10・3984番12（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3984番18, 3985番3・3985番12・3985番16・3986番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3986番4, 3987番1・3988番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3988番13

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

志布志市有明町伊崎田字下原8127番3, 8128番2, 8129番7, 8129番9, 8135番2

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第54号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-------------------|
| 鹿児島市立病院 | 鹿児島市加治屋町20番17号 |
| 今給黎総合病院 | 鹿児島市下竜尾町4番16号 |
| 鹿児島市医師会病院 | 鹿児島市鴨池新町7番1号 |
| 南風病院 | 鹿児島市長田町14番3号 |
| 済生会鹿児島病院 | 鹿児島市南林寺町1番11号 |
| 総合病院鹿児島生協病院 | 鹿児島市谷山中央五丁目20番10号 |
| 植村病院 | 鹿児島市伊敷二丁目1番2号 |
| 医療法人康成会植村病院 | 鹿児島市草牟田一丁目4番7号 |
| 日高病院 | 鹿児島市西千石町8番13号 |
| 整形外科田平病院 | 鹿児島市加治屋町16番12号 |
| 厚地脳神経外科病院 | 鹿児島市東千石町4番13号 |
| 桜島病院 | 鹿児島市野尻町59番地 |
| 中央病院 | 鹿児島市泉町6番7号 |
| 整形外科米盛病院 | 鹿児島市草牟田二丁目29番50号 |
| 整形外科三愛病院 | 鹿児島市郡元三丁目14番7号 |
| 小田代病院 | 鹿児島市荒田一丁目25番6号 |
| 白坂病院 | 鹿児島市中央町13番地14 |
| 増田整形外科病院 | 鹿児島市郡元一丁目1番1号 |
| 共立病院 | 鹿児島市南郡元町11番11号 |
| 豊島病院 | 鹿児島市下荒田三丁目27番1号 |
| 鹿児島徳洲会病院 | 鹿児島市下荒田三丁目8番1号 |

- 2 認定の有効期限
平成29年 1 月 31 日

鹿児島県告示第55号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|-------------------|
| 済生会川内病院 | 薩摩川内市原田町2番46号 |
| 市比野記念病院 | 薩摩川内市樋脇町市比野3079番地 |
| 内山病院 | 阿久根市高松町22番地 |
| 出水郡医師会広域医療センター | 阿久根市赤瀬川4513 |
| 出水総合医療センター | 出水市明神町520番地 |

- 2 認定の有効期限
平成29年 1 月 31 日

鹿児島県告示第56号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|-----------------|
| 大井病院 | 始良市加治木町本町141番地 |
| 霧島杉安病院 | 霧島市霧島田口2143番地 |
| 国分生協病院 | 霧島市国分中央三丁目22番18 |
| 寺田病院 | 伊佐市大口上町31番地 4 |
| 県立北薩病院 | 伊佐市大口宮人502番地 4 |

2 認定の有効期限

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県告示第57号

薩摩川内市鹿島町藺牟田2131番地 小村彦次郎及び薩摩川内市鹿島町藺牟田3119番地 1 小村祐樹からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市鹿島町区域（薩摩川内市鹿島町藺牟田の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第58号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成26年 1 月 10 日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

2 工区

垂水市海潟字小山田1447番7から1746番9に至る間の土地に接する公共空地の地先公有水面

(2) 区域

2 工区

次の点11から点21までを順次に直線で結んだ線及び点21と点11を直線で結んだ線により囲まれた区域

点11 海潟漁港原点（北緯31度31分49.58秒，東経130度41分57.78秒）から62度42分51秒730.78メートルの地点

点12 点11から10度06分58秒43.18メートルの地点

点13 点12から84度07分46秒63.26メートルの地点

- 点14 点13から178度03分19秒3.61メートルの地点
- 点15 点14から83度06分19秒26.83メートルの地点
- 点16 点15から184度18分06秒51.77メートルの地点
- 点17 点16から184度20分24秒7.40メートルの地点
- 点18 点17から280度11分32秒30.10メートルの地点
- 点19 点18から190度13分28秒5.23メートルの地点
- 点20 点19から279度57分21秒20.10メートルの地点
- 点21 点20から190度12分09秒0.70メートルの地点

(3) 面積

4,776.46平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成16年11月17日

指令漁港第313号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

垂水市

鹿児島県告示第59号

土地改良事業県営畑地帯農道網整備（農道整備）深川地区の工事は、平成23年2月8日に完了した。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第60号

土地改良事業県営かんがい排水（農業用排水施設整備）西京地区の工事は、平成22年8月2日に完了した。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第61号

土地改良事業県営基幹農道整備（旧：農免農道）（農道整備）西部中央地区の工事は、平成23年3月30日に完了した。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第62号

土地改良事業県営基幹農道整備（旧：農免農道）（農道整備）南種子西部地区の工事は、平成24年3月21日に完了した。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第63号

土地改良事業県営畑地帯農道網整備（農道整備）岩岡地区の工事は、平成25年2月27日に完了した。

平成26年1月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 1 月 24 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|--------------|--------------------------|------------|------------------------------|--------|-----------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| ことりの | 鹿児島市下荒田四丁目45-23グリーンテラス鴨池 | ことりの株式会社 | 鹿児島市田上五丁目14番30号(ル・ブラン田上201号) | 上田 紀子 | 平成26年1月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |
| わくわくキッズ倶楽部中郡 | 鹿児島市郡元二丁目23番41号 | 社会福祉法人汰功樹会 | 鹿児島市紫原三丁目41番25号 | 古菌 春則 | 平成26年1月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |
| わくわくキッズ倶楽部谷山 | 鹿児島市東谷山二丁目42番15号 | 社会福祉法人汰功樹会 | 鹿児島市紫原三丁目41番25号 | 古菌 春則 | 平成26年1月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |

南薩地域振興局告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 1 月 24 日

南薩地域振興局長 森秀樹

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|------------|-----------------|----------------------|------------------|--------|-----------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 療育センターゆめびか | 南さつま市加世田本町43番地6 | 特定非営利活動法人HAS発達支援センター | 南さつま市金峰町尾下383番地1 | 松田 翠 | 平成26年1月1日 | 児童発達支援 |

大島支庁告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 1 月 24 日

大島支庁長 伊喜功

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|------|----------------|---------------|---------------------|--------|-----------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| のぞみ園 | 奄美市名瀬佐大熊町11番3号 | 社会福祉法人聖隷福祉事業団 | 静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号 | 山本 敏博 | 平成26年1月1日 | 児童発達支援・放課後等サービス |